

◎所得制限の仕組み

受給者等の総所得金額等 合計額
地方税法に定める所得 ○総所得金額 ○退職所得金額 ○山林所得金額 ○土地等に係る事業所得等の金額 ○長期譲渡所得の金額 ○短期譲渡所得の金額 ○先物取引に係る雑所得等の金額 ○条約適用利子等の額、条約適用配当等の額 ○父又は母からの児童の養育に必要な費用について、受取人が母、父又は児童である場合にその金品等金額の80%

—

政令に 定める額
8万円 社会保険 料相当額

—

政令に規定する各種控除
1. 控除対象者 ・地方税法による控除を受ける者 2. 控除額 (1)地方税法による控除 ・雑損控除 ・医療費控除 ・小規模企業共済等掛金控除 ・配偶者特別控除 ・特定親族特別控除 ・肉用牛の売却による事業所得 (2)障害者 27万円 (特別障害者 40万円) (3)寡婦控除 27万円 ※ただし、母の場合適用なし ひとり親控除 35万円 ※ただし、母の場合適用なし (4)勤労学生 27万円

一部支給の所得制限 限度額の設定方法
母子2人世帯の年間給与収入(385万円)から給与所得控除相当額(131万円)、8万円を減じた額(246万円)を扶養親族1人の場合の所得制限限度額とし、所得税法に規定する扶養親族等及び当該扶養親族等でない生計維持児童が0人及び2人以上の場合は、扶養控除額相当の38万円を加減して設定している。